

## 重症児者施設入所の所得区分と施設に住所を移すことの問題

メル友から、以下の問い合わせがありました。

【 単に住所を施設に移すだけで所得認定が受けられるのでしょうか。】

イ) 守る会資料 (h 18.2.1 障害者自立支援法が成立しました。親の会広報資料その 1) で住民票が別であれば、本人の収入で負担額 (障害福祉基礎年金 1 級相当で低所得Ⅱに認定) が決定されるとあり、施設に住所を移すように守る会は奨励されていますが、ある福祉事務所に問い合わせると、世帯分離は、障害者本人が

- a) 被扶養になってないこと、
  - b) 本人が国民健康保険に加入していることが要件になる
- との回答でした。

自立支援法でいう世帯と一般に言われる世帯とは違うのでしょうか。わからなくなりました。教えてください。

ロ) 施設に住所を移した場合に発生する業務などについて

現在、事情があり施設に住所を移されている方が数名おられますが、本人あてに、福祉年金に関する書類、地域の役所からの広報物の郵送などがあり、家族に転送していますが、多くの方が、施設に住所を移されたら対応策を検討しなくてはなりません。

これらをうまく処理するノウハウがあれば教えてください。2006.2.11. 【

メル友にアドバイスを求めたところ、いくつか返信をいただきましたので、紹介します。

2006.2.14. 阿部幸泰

①施設に住所を移すと、所得認定を行う上で、単身世帯と判断するために、所得が障害基礎年金だけになるので、所得区分が低所得1 或いは2になる。

その場合は、家族の扶養であったり、健康保険を単独にしなくてもよいことになっているはずですが。

また、家族と同一世帯の場合は、扶養を外すこと、健康保険も被保険者にせずに単独

にする必要があります。

そうしないと所得認定が家族の合算所得の認定になるとされています。

よって問い合わせの件は、正しいと思いますが、いろいろな説明会では、施設に住所を移し、単独世帯にすることがよいと云われています。

以下のことは、当方で今までの資料をまとめたものです。

## 1. 世帯分離

収入の認定区分で、施設入所者は施設に住所を移すことで「単独世帯」と認定される。

家族の住所であっても、扶養控除を外す、健康保険も切り離せば「単独世帯」と認定するとした資料があるが、最近の流れとして、施設に住所異動する方向になっているが、どちらの方法でも良いのかご教示願いたい。

### 17. 10. 6 関係主幹課長会議

7月22日全国会議への提出された質問事項 P3

#### 質問内容

施設入所者について、住民票を入所前居地から施設に異動していない場合があるが、その場合も単身世帯として扱うことでよいか。

#### 現段階の考え方

生活の拠点が施設にある場合は、住民基本台帳の趣旨に照らし、住民票を施設に移していただいた上で、単身世帯として取り扱うこととする。

#### 質問内容

同一住居でありながら住民票上別世帯である場合は、扶養控除、健康保険の被扶養者認定を受けていたとしても、世帯認定上は別世帯として扱うのか。

#### 現段階の考え方

別世帯として扱う。

### 17. 10. 6 関係主幹課長会議 資料2-4 P3

上限を設定する場合の「世帯」の範囲にはこんな取扱いがあります。

以上参考にして下さい。

ロ) の問い合わせは、ご指摘のとおり、住所を施設に移した場合は、いろいろな郵送物は

施設に届きますから、その対応を検討する必要があります。当方でも2名ほど施設に住所があり、年金の関係や、選挙権のハガキなど施設に届きます。家族が不在ですからそのままにしてありますが、この問題を解決することは出来ないと思います。

郵便物は法律上開封できません。

②国保や社会保険、住民基本台帳法とか税制に関する事など、わかりづらいのが現実です。

自立支援法の説明会でも、殆ど触れていないのが現実です。

市町村レベルでも回答がまちまちです。まだ、明確になっていないところもあるので、こんな現状になるのではと思います。

国民健康保険は前の住所というのは、家族が保険を掛けていることにもとづくのでしょ  
うね。

前籍主義というのがあるようです。そうでないと、施設に籍を移して、その市町村が一人医療費年間600万くらいの医療費の負担を行うとたちまちパンクしてしまいますね。

ただし、こんな事例がありました。

本人はもと生まれた住所から2歳くらいで重症児施設に入所して、まもなく親は沖縄に引越し、成人になって、親が住む近くの療護施設に入所しようとしたときに、そこで発生する支援費をどこの市が負担するかで3ヶ月近くもめたことがありました。

本省にも疑義を出し、結局、親が住む市が負担することになりました。前籍主義でも、ケースバイケースがありますね。

③収入認定について

- 1 単独世帯であれば住所はそのまま。
- 2 親などの収入基準で認定されないようにするため、施設利用者の住民票が施設所在地にした場合、施設利用者の収入だけを認定する。

その際、利用者が健康保険制度の被扶養者であることや、利用者を障害者控除の対象としていても施設利用者本人の収入で認定する。

国保の場合は利用者は国民健康保険に加入。社会保険の場合は遠隔地。

- 3 > 自立支援法でいう世帯と一般に言われる世帯とは違うのでしょうか。

住民基本台帳での世帯。

>多くの方が、施設に住所を移されたら対応策を検討しなくてはなりません。これらをうまく処理するノウハウがあれば教えてください。

例えばの案ですが、事務部長と相談して患者さん用の郵便ポストを作成してもらうとか職員が事務的処理を受け持つとか考えられるのでしょうか。